令和　　年　　月　　日

介護保険住宅改修に係る確認書

大 阪 市 長

住所

氏名

被保険者番号

わたしは、介護保険住宅改修費支給申請について、次のとおり了承します。

記

・審査の結果、給付対象とならない場合は全額自己負担となること。

・退院・退所、認定結果が出るまでは、事後申請ができないこと。

・本市被保険者資格を有するまでは、事後申請ができないこと。

・入院または入所中に工事を行ったが被保険者が退院日・退所日までに死亡等で被保険者資格を喪失した場合は、全額自費負担となること。

・（転入のケースを除く）認定結果の内容が施行日時点で「非該当」及び死亡等により事後申請の結果が給付対象外である場合は、事前申請どおりの施行を行っても給付ができないこと。

・事前申請の工事内容以外の工事をする場合は、内容変更の書類を提出すること。（届出なしに事前申請の工事内容以外の工事を行った場合は、全額自己負担となります。）

・住宅改修を行う住宅の所在地に転居し住民票を異動するまでは、事後申請（住宅　　改修にかかる請求）ができないこと。